



令和4年10月28日（金）

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室長 金田 博幸

室長補佐 田口 嘉久

（電話）097（536）3215 内線 641

報道関係者 各位

大分県特定最低賃金改正の答申について

大分地方最低賃金審議会（会長 清水立茂）は、令和4年10月26日に開催した同審議会において、大分労働局長（中山晶彦）に対し、下記のとおり大分県特定最低賃金を改正する旨の答申を行いました。

○鉄鋼業	1,010 円	（29 円引上げ）
○非鉄金属製造業	965 円	（29 円引上げ）
○電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	896 円	（32 円引上げ）
○自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業	916 円	（22 円引上げ）
○自動車（新車）小売業	902 円	（30 円引上げ）

大分地方最低賃金審議会は、本年9月26日に特定最低賃金専門部会を設置し、上記産業ごとに任命された専門部会の公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員（各3名）が、県内の賃金実態調査等を踏まえ、慎重に調査審議を行った結果、10月26日に最終的な結論を取りまとめ、大分労働局長に答申を行いました。

今後、異議申出期間終了後に最低賃金を決定し、官報公示を経て令和4年12月25日から効力発生の予定です。